

税制上の優遇措置について

※詳しくは、お近くの税務署、税務相談室や税理士にご相談ください。

	区分 (寄付の内容)	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除 (日本赤十字社の事業全般に対する寄付)	通年	その年に支出した寄付金の合計額から2千円を差し引いた額が、寄付者のその年の「総所得金額等 ^{※1} 」から控除されます。ただし、その年の「総所得金額等」の40%が上限です。
	住民税の控除 日本赤十字社の事業全般に対する寄付		和歌山県では、その年に支出した寄付金の合計額から2千円を差し引いた額の4%が寄付者のその年の住民税(県民税)額から控除され、更に、和歌山県内全市町村では6%が寄付者のその年の住民税(市町村民税)額から控除されます。いずれも、その年の「総所得金額等」の30%が上限です。
	日本赤十字社の事業の中で、総務大臣の承認を受けた事業に対する寄付		その年に支出した寄付金の合計額から2千円を差し引いた額の4%が、寄付者のその年の住民税(県民税)額から、6%が、寄付者のその年の住民税(市町村民税)額から控除されます。いずれも、その年の「総所得金額等」の30%が上限です。
法人	法人税の控除 (日本赤十字社の事業全般に対する寄付)		その年に支出した寄付金の合計額が損金の額に算入されます。ただし、下記(イ)と下記(ロ)を合わせたものが上限額です。 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入の計算式 (イ) 通常の寄付金の損金算入限度額 $\left(\text{資本金額} \times \frac{\text{当数月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$ (ロ) 特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額 $\left(\text{資本金額} \times \frac{\text{当数月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$ (イ) + (ロ) = 上限額 ^{※2}
	法人税の控除 (日本赤十字社の事業の中で、財務大臣の指定を受けた事業に対する寄付)		毎年 4月1日～ 9月30日

※1 「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

※2 上限額は、その法人の資本や所得によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。